

---

## オープンデータ研修予習用

## オープンデータ推進の必要性

スマートフォン、タブレット端末、SNSの普及等を背景に、多種多様な情報を相互に連携させて新たな価値を生み出すことが期待されています。特に、国や自治体が保有する公共データが、国民や企業が利用しやすい形で公開されることが求められています。

### 自治体に**オープンデータ**の取組が求められています

- 平成28年12月14日に公布・施行された「官民データ活用推進基本法（以降「官民データ法」という。）」第11条において、国、地方公共団体が保有する**官民データ(※)**について**国民がインターネット等を通じて容易に利用できるような措置を講じることが義務付けられました。**
  - ※ 電子データであって、国や地方公共団体、独立行政法人、その他の事業者によりその事務・事業の遂行に当たり、管理・利用・提供されるものをいう(国の安全を損ない、公の秩序を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除く。)
- 官民データ法に基づき、平成29年5月30日に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において、**平成32年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率100%を目標とすることが掲げられました。**

出典:オープンデータをはじめよう〜地方公共団体のための最初の手引書〜

[https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/opendata\\_tebikisyo.pptx](https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/opendata_tebikisyo.pptx)

1

講義ノート:

スマートフォン、タブレット端末、SNSの普及等を背景に、多種多様な情報を相互に連携させて新たな価値を生み出すことが期待されています。特に、国や自治体が保有する公共データが、国民や企業が利用しやすい形で公開されることが求められています。

背景には、「官民データ法」による**官民データを国民がインターネット等を通じて容易に利用できるような措置の義務付けや、また、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」による平成32年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率100%を目標とすることが挙げられます。**

このように、自治体に対して、オープンデータの取組が求められています。

## オープンデータの定義

オープンデータは、機械判読に適した形で、二次利用可能なルールで公開される公共データです。

オープンデータの定義としては、さまざまなものがありますが、政府が出している「オープンデータ基本指針」では以下のように定義されています。

国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータ。  
営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの  
機械判読に適したもの  
無償で利用できるもの

出典：オープンデータ基本指針

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20170530/kihonsisin.pdf>

※ 公益企業など民間事業者や個人が保有し、二次利用可能な形で公開されるものもオープンデータに含まれます。

2

講義ノート：

オープンデータとは、機械判読に適した形で、二次利用可能なルールの下で公開される公共データです。

オープンデータの定義としては、さまざまなものがありますが、政府が公開している「オープンデータ基本指針」では、以下のすべてを満たす形で公開されたデータ、と定義されています。

第1に、営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの。  
第2に、機械判読に適したもの。  
第3に、無償で利用できるもの。

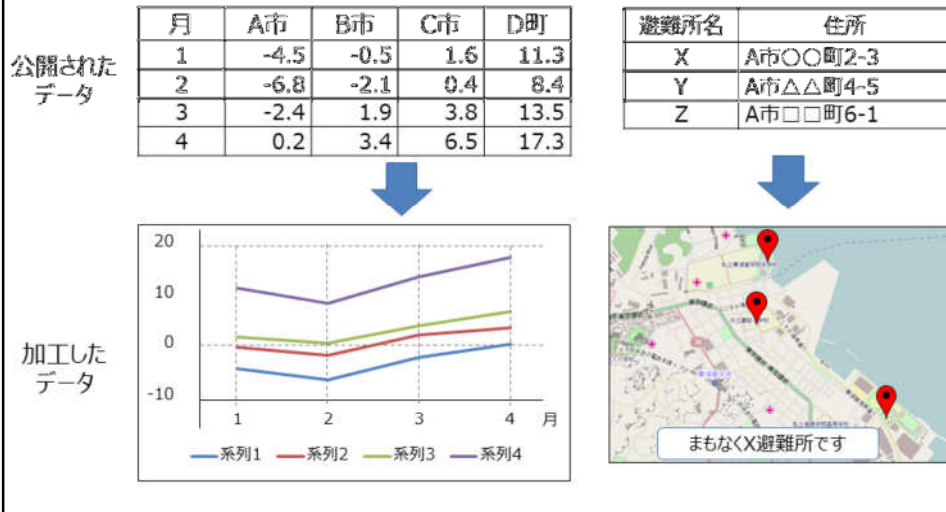
公益企業など民間事業者や個人が保有し、二次利用可能な形で公開されるものも、オープンデータに含まれます。

ここで、「二次利用可能なルール」「機械判読に適した」という言葉が出てきます。

これがどういうことなのか、説明します。

## 二次利用とは？

**二次利用**とは、公開されたデータをコピー・加工して利用することをいいます。



講義ノート：

二次利用とは、公開されたデータをコピー・加工して利用することをいいます。

たとえば、公開されたデータをグラフにしたり、分析して傾向をつかんだり、公開されたデータから利用者に通知をするアプリケーションを構築したりします。

## 二次利用とは？

アプリケーションで利用するためには、**二次利用できる利用ルール**が必要です。

二次利用できない利用ルールの例

当ホームページの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

二次利用できる利用ルールの例（政府標準利用規約より抜粋）

…カタログ掲載実データ…は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（以下「CCライセンス」といいます。）の表示4.0 国際…により利用できます。  
なお、数値データ、簡単な表・グラフ等のデータは著作権の対象ではありませんので、…、自由に利用できます。

出典：<https://www.data.go.jp/terms-of-use/terms-of-use/>

4

講義ノート：

このように、公開されたデータから分析結果を得たり、公開されたデータからアプリケーションを構築したりするためには、そのデータが二次利用できる利用ルールで公開されている必要があります。

たとえば、公開されたデータに対して

「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません  
というような制限がある場合、そのデータを利用することができません。

一方、政府標準利用規約にあるように

『データはクリエイティブ・コモンズ・ライセンス（以下「CCライセンス」）とといいます。）の表示4.0 国際により利用できます。  
数値データ、簡単な表・グラフ等のデータは著作権の対象ではありませんので、自由に利用できます。』

というような表示がされていれば、そのデータを利用して分析をしたり、アプリケーションを構築したりできます。

## 機械判読とは？

**機械判読に適した形**とは、コンピュータが扱いやすい形式です。  
機械判読に適した形のデータは、アプリケーションから加工・利用しやすくなります。

### 機械判読の難しい例

年	月	A市	B市	C市	D町
2018	1	-4.5	-0.5	1.6	11.3
	2	-6.8	-2.1	0.4	8.4
	3	-2.4	1.9	3.8	13.5
	4	0.2	3.4	6.5	17.3

人間は、この表をみて、2018年の4ヶ月分のデータが掲載されていることが分かりますが、これをコンピュータは簡単に解釈できません。

### 機械判読に適した例

```
年,月,A市,B市,C市,D町  
2018,1,-4.5,-0.5,1.6,11.3  
2018,2,-6.8,-2.1,0.4,8.4  
2018,3,-2.4,1.9,3.8,13.5  
2018,4,0.2,3.4,6.5,17.3
```

表を構成するすべての箇所にデータがあり、そのデータはカンマで区切られています。  
このようなデータは、コンピュータが簡単に解釈できます。

講義ノート：

機械判読に適した形、とは、コンピュータが扱いやすい形式です。

オープンデータは、アプリケーションが利用するなど、コンピュータが分析・解析して利用するケースが多いです。

このため、データがコンピュータが分析・解析しやすい形であることが望ましいです。

機械判読に適した形は、必ずしも人間が見やすい形と限りません。

たとえば、我々が左側の表を見れば、2018年の4ヶ月分のデータが掲載されていることが分かります。

しかし、これをコンピュータが解読するためには、左端の2018というデータがどこまでかかっているのかを理解する必要があります。

一方、右側の表は、人間が見やすい形ではありませんが、表を構成するすべての箇所にデータがあり、そのデータはカンマで区切られています。

このようなデータは、コンピュータが簡単に解釈できます。

END

---

オープンデータ研修予習用